

石川県公報

平成30年3月27日
第13091号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○石川県大気汚染緊急時対策実施要綱の一部改正 (環境政策課) 1	○特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課) 4
○石川県ゴルフ場農薬等安全使用指導要綱の一部改正 (同) 1	○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (同) 4
○一般国道の区域の変更 (道路整備課) 2	○石川県農林総合研究センターで生産する種苗の配布公 告 (生産流通課) 5
○県道の区域の変更 (同) 2	○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課) 5
○一般国道の供用の開始 (同) 3	○基本測量終了公告 (監理課) 5
○県道の供用の開始 (同) 3	○土地区画整理事業の終了認可公告 (都市計画課) 5
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課) 3	○道路の位置の指定公告 (建築住宅課) 6
公 告	
○石川県土地利用基本計画の変更に係る要旨の公表 (企画課) 4	

告 示

石川県告示第119号

石川県大気汚染緊急時対策実施要綱(昭和49年石川県告示第622号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

第4条に次の1号を加える。

(4) 能登北部地域(輪島市、珠洲市及び鳳珠郡の地域)

石川県告示第120号

石川県ゴルフ場農薬等安全使用指導要綱(平成2年石川県告示第427号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

第4条第1号中「とする。）」の次に「又は法第3条第1項第6号に基づく水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準(平成18年環境省告示第143号において定められているものに限る。以下「水産基準値」という。)の10倍の値(ただし、排出水が水道水源となる河川の取水施設の上流に排出される場合は、水産基準値とする。)のいずれか低い値」を加え、同条第2号中「指導指針値」の次に「又は水産基準値の10倍の値(ただし、排出水が水道水源となる河川の取水施設の上流に排出される場合は、水産基準値とする。)のいずれか低い値」を加える。

別表を次のように改める。

別表(第3条、第4条関係)

農薬の成分名	指導指針値(mg/l)
クロルピリホス	0.02
ダイアジノン	0.05
チアクロプリド	0.3

排出水が水道水源となる河川の取水施設の上流に排出される場合は、左の値に1/10を乗じて得た

殺虫剤	チオジカルブ	0.8	値とする。
	トリクロロホン (DEP)	0.05	
	フェニトロチオン (MEP)	0.03	
	ペルメトリン	1	
	ベンスルタップ	0.9	
殺菌剤	イプロジオン	3	
	イミノクタジナルベシル酸塩及びイミノ クタジン酢酸塩	0.06 (イミノクタジンとして)	
	キャプタン	3	
	クロロタロニル (TPN)	0.4	
	シプロコナゾール	0.3	
	チウラム (チラム)	0.2	
	チオファネートメチル	3	
	テトラコナゾール	0.1	
	トルクロホスメチル	2	
	バリダマイシン	12	
	ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1	
	ベノミル	0.2	
	ホセチル	23	
除草剤	イマズスルフロン	2	
	シクロスルファミロン	0.8	
	トリクロピル	0.06	
	ナプロバミド	0.3	
	MCPA イソプロピリルアミン塩及びMC PA ナトリウム塩	0.051 (MCPAとして)	

石川県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成30年3月27日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成30年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
249号	輪島市門前町黒島町イ14番地先から 輪島市門前町黒島町ハ30番9地先まで	旧	8.38 ~ 14.72	931.0	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	13.24 ~ 27.71	931.0	

石川県告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成30年3月27日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成30年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦覧場所	
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
大谷狼煙 飯田線	珠洲市馬縹町八字8番1地先から	旧	6.11～40.30	634.3	珠洲土木 事務所 維持管理課
	珠洲市馬縹町九字1番1地先まで	新	13.98～53.65	634.3	

石川県告示第123号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成30年3月27日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成30年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の 縦覧場所
249号	輪島市門前町黒島町口172番地先から 輪島市門前町黒島町ハ5番地先まで	平成30年3月28日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第124号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成30年3月27日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成30年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の 縦覧場所
大谷狼煙 飯田線	珠洲市馬縹町八字8番1地先から 珠洲市馬縹町九字1番1地先まで	平成30年3月27日	珠洲土木 事務所 維持管理課

石川県告示第125号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
能登町	能都都市計画道路事業 7・6・1号駅山手線 能都都市計画道路事業 7・6・3号山分線	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし	平成27年3月31日から 平成32年3月31日まで

公 告

石川県土地利用基本計画の変更に係る要旨の公表

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定めた石川県土地利用基本計画を変更したので、その要旨を次のとおり公表する。

なお、その関係書類は、石川県企画振興部企画課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

変更の要旨

石川県土地利用基本計画に表示する森林地域の一部変更

区分	変 更 前		変 更 後	
	面 積 (ha)	県土面積に対する割合 (%)	面 積 (ha)	県土面積に対する割合 (%)
森林地域	294,951	70.5	294,918	70.5

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成30年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 申請のあった年月日
平成30年3月7日
- 特定非営利活動法人の名称
NPO法人 トゥエンティートゥエンティ
- 代表者の氏名
松多 愛
- 主たる事務所の所在地
金沢市駅西本町2丁目1番12号
- 定款に記載された目的
この法人は、結婚を考える市民に対して、結婚活動のサポートに関する事業を行い、少子化問題の改善に貢献すると共に、豊かな地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成30年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 申請のあった年月日
平成30年3月8日
- 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ケーネット知楽市
- 代表者の氏名
細野 昭雄
- 主たる事務所の所在地
金沢市鞍月2丁目3番地 鉄工会館3階
- 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者を含む情報技術弱者に対して、情報技術活用能力向上に関する支援事業を行い、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

石川県農林総合研究センターで生産する種苗の配布公告

石川県農林総合研究センター種苗配布規則（昭和28年石川県規則第16号の2）第2条の規定により、石川県農林総合研究センターで生産する種苗の平成29年度の配布の種類、数量、代価及び配布期限を次のとおり定めた。

平成30年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

年産	種類	数量	代価(税込)	配布期限
平成29年産	水稻種子	9,500kg	441円/kg	平成30年5月末
平成29年産	大豆種子	2,850kg	513円/kg	平成30年7月末

県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を平成30年3月28日から同年4月25日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成30年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区(工区)名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (耕作放棄地解消型)	滝地区	換地計画書の写し	石川県中能登農林 総合事務所 土地改良部計画課

基本測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成30年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量 (一等磁気測量)	平成29年5月8日から 平成30年2月28日まで	羽咋郡志賀町

土地区画整理事業の終了認可公告

土地区画整合法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、土地区画整理事業の終了を次のとおり認可した。

平成30年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 土地区画整理事業の名称
輪島市山岸地区土地区画整理事業
- 施行者の住所及び名称

新潟県新潟市南区清水4501番地1

株式会社コメリ

3 事業施行期間

平成28年2月26日から平成30年3月31日まで

4 施行地区に含まれる地域の名称

輪島市山岸町に、ほ、への各一部、宅田町の一部
区域内に介在する道路及び水路敷を含む。

5 施行認可の年月日

平成28年2月17日

6 終了認可の年月日

平成30年3月16日

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
かほく市白尾ホ29番6	幅員 6.00m 延長 11.98m	かほく市内日角五丁目11番地 有限会社リアル・エステート	平成30年3月1日